

○環境省告示第五十三号  
 自然公園法（昭和三十一年法律第六十一号）  
 第八条第一項の規定に基づき、知床国立公園に關  
 する公園計画を変更したので、同条第三項におい  
 て準用する同法第七条第三項の規定に基づき、そ  
 の概要を次のとおり公示する。  
 変更後の公園計画を表示した図面は、環境省に  
 備え付けて供覧する。  
 平成二十二年十月十二日

一 次の利用調整地区を新設する。  
 環境大臣 松本 龍

名称 知床五湖利用調整地区  
 北海道斜里郡斜里町遠音  
 別村の一部

二 次の生態系維持回復事業を追加する。  
 名称 知床生態系維持回復  
 知床国立公園全域  
 事業

三 公園計画を表示した図面（省略）

○環境省告示第五十四号

自然公園法（昭和三十一年法律第六十一号）第二十三条第一項の規定に基づき、知床国立公園の特別地域内に利用調整地区を指定し、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

この利用調整地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十二年十月十二日

環境大臣 松本 龍

一 名称及び区域

名 称 区 域

知床五湖利用調整地区 北海道斜里郡斜里町遠音別村の一部

二 区域を表示した図面（省略）

明治二十五年三月三十一日 日刊 (行政機関の休日休刊)  
第三種郵便物認可



編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

- 銀行法第二十六条第一項の規定により銀行に業務の停止を命じた件 (金融庁一二二)
- 政党助成法第五条第三項の規定による政党的届出事項の異動の届出があったので公表する件 (総務三八三、三八六)
- 政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党的届出事項の異動の届出があったので公表する件 (同三八四)
- 政党助成法第五条第一項の規定による政党的届出があったので公表する件及び同法第六条第一項の規定による政党的届出があったので公表する件の一部を訂正する件 (同三八五)
- 日本国に帰化を許可する件 (法務五三三)
- 肉用子牛生産安定等特別措置法第五十九条の規定に基づき、平均売買価格を告示する件 (農林水産一七九七)

- 保安林の指定をする件 (同一七九八、一八〇五)
- 知床国立公園における生態系維持回復事業計画の策定に係る件 (農林水産・環境六)
- 尾瀬国立公園における生態系維持回復事業計画の策定に係る件 (同七)
- 飛行制限区域を定める告示 (国土交通一一九四)
- 航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件 (同一一九五)
- 砂防法第二条の土地を指定及び解除する件 (同一一九六、一九九七)
- 知床国立公園知床五湖利用調整地区について立入りに際し環境大臣の認定が必要な期間を定める件 (環境五九)
- 知床国立公園知床五湖利用調整地区について環境大臣が定める利用者の人数の範囲を定める件 (同六〇)
- 知床国立公園知床五湖利用調整地区について環境大臣が利用調整地区ごとに定める期間を定める件 (同六一)
- 知床国立公園知床五湖利用調整地区について環境大臣が定める注意事項を定める件 (同六二)
- 知床国立公園知床五湖利用調整地区について環境大臣が定める基準を定める件 (同六三)
- 知床国立公園知床五湖利用調整地区に係る立入りの認定及び立入認定証の再交付の手数料の額を定める件 (同六四)

- 〔国会事項〕
- 〔皇室事項〕
- 〔官庁報告〕
- 労働
  - 最低賃金の改正決定に関する公示 (神奈川労働局最低賃金公示二)
  - 国家試験
- 公聴会
  - 一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催 (近畿経済産業局)
- 〔資料〕
  - 機械受注統計調査報告 (平成二十二年八月) (実績) (内閣府)
- 〔公 告〕
- 諸事項
- 官庁
  - 建設業の許可の取消処分関係
- 裁判所
  - 相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係
  - 会社その他

告 示

- 金融庁告示第百十二号  
銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二十六条第一項の規定により、日本振興銀行株式会社に対し、業務の停止を命じたので、同法第五十六条第一号の規定に基づき、次のとおり告示する。  
平成二十二年十月二十一日  
金融庁長官 三國谷勝範
- 一 業務の停止の範囲  
(一) 平成二十二年九月十日から平成二十二年九月十二日までの間、すべての業務(ただし、法令上の義務に基づく行為、左記(二)の命令を実施するために必要と認められる行為、平成二十二年九月九日以前に既に締結した融資契約(借換えに関する合意を含む)の履行・終了に伴う行為及び当局が個別に承認した行為を除く。)を停止すること。  
(二) 資産の劣化を防止し、預金者及びその他の顧客(以下「預金者等」という。)の保護に万全を期すため、左記の措置等を行うこと。  
(イ) 預金者及び預金の正確な把握を行うこと。  
(ロ) 資産内容の悪化を招く貸出の実行、高金利の預金の受入れなど、資産内容の一層の悪化を招く行為を防止するとともに、融資金の管理・回収を適切に行い、資産の保全を図ること。  
(ハ) 預金者等の間における公平に配慮するとともに、融資金の管理・回収を適切に行い、資産の保全を図ること。  
(ニ) 本命令の内容及び資産の保全等について、預金者等に適切に周知徹底するとともに、預金者等の保護のために万全の対応を行うこと。  
(ホ) 右記(イ)ないし(ニ)の実施状況を別途指示するところにより報告すること。
- 二 命令発出日  
平成二十二年九月十日

○環境省告示第五十九号

自然公園法（昭和三十一年法律第六十一号）

第二十三条第三項の規定に基づき、知床国立公園  
知床五湖利用調整地区について環境大臣が定める  
期間を次のように定め、平成二十三年四月一日か  
ら施行する。

平成二十二年十月二十一日

環境大臣 松本 龍

自然公園法第二十三条第三項の規定に基づき、  
知床国立公園知床五湖利用調整地区における環境  
大臣が定める期間は、毎年五月十日から十月二十  
日までとする。

○環境省告示第六十号

自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第十三条の六第一号の規定に基づき、知床国立公園知床五湖利用調整地区について環境大臣が定める利用者の人数の範囲を次のように定める。

平成二十二年十月二十一日

環境大臣 松本 龍

- 一 一日当たりの利用者の人数の上限  
毎年利用調整を開始する日から七月三十一日までの期間については三百人とし、毎年八月一日から利用調整を終了する日までの期間については三千人とする。
- 二 一団体当たりの利用者の人数及び同時に滞在できる団体の数の上限  
毎年利用調整を開始する日から七月三十一日までの期間については十一人及び八団体とする。
- 三 一時間当たりの新たに立ち入る利用者の人数の上限  
毎年八月一日から利用調整を終了する日までの期間については三百人とする。

○環境省告示第六十一号

自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第十三条の六第二号の規定に基づき、知床国立公園知床五湖利用調整地区について環境大臣が定める期間を次のように定める。

平成二十二年十月二十一日

環境大臣 松本 龍

自然公園法施行規則第十三条の六第二号の規定に基づき、知床国立公園知床五湖利用調整地区について環境大臣が定める期間は、一日とする。

○環境省告示第六十二号

自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第  
四十一号）第十三条の六第四号の規定に基づき、  
知床国立公園知床五湖利用調整地区について環境  
大臣が定める注意事項を次のように定める。  
平成二十二年十月二十一日

環境大臣 松本 龍

- 知床国立公園知床五湖利用調整地区に立ち  
入る際の注意事項
- 一 知床国立公園知床五湖利用調整地区（以下「利  
用調整地区」という。）への立入りの前に、知床  
五湖フィールドハウスにおいて北海道地方環境  
事務所が行う事前レクチャーを受講しているこ  
と。
  - 二 利用調整地区内に外部から動植物を非意図的  
に持ち込むことのないよう、衣服、靴等に付着  
した種子及び土壌の除去に努めること。
  - 三 利用調整地区内に食品（気密性のある容器包  
装に入れ密封しているもの及び飲料であるもの  
を除く。）を持ち込まないこと。
  - 四 利用調整地区内で喫煙又は調理若しくは食事  
をしないこと。
  - 五 湿原等の植生を踏み荒らすことのないよう、  
歩道以外の区域に立ち入らないこと。ただし、  
ヒグマと遭遇した者が避難する場合その他緊急  
やむを得ない理由がある場合はこの限りでな  
い。
  - 六 歩道の管理又は利用者の安全の確保その他の  
理由により立入りが制限された歩道を通行しな  
いこと。ただし、ヒグマと遭遇した者が避難す  
る場合その他緊急やむを得ない理由がある場合  
はこの限りでない。
  - 七 北海道地方環境事務所長が定める順路を遵守  
すること。ただし、ヒグマと遭遇した者が避難  
する場合その他緊急やむを得ない理由がある場  
合はこの限りでない。
  - 八 他の利用者がヒグマに遭遇し、引き返す等避  
難している場合は、速やかに避難すること。
  - 九 毎年八月一日から利用調整を終了する日まで  
の期間において、ヒグマと遭遇した場合には、  
ヒグマに刺激を与えないよう配慮しつつ引き返  
す等、速やかに避難すること。
  - 十 環境省、北海道、斜里町及び指定認定機関に  
所属する職員その他関係する職員の指示に従う  
こと。



知床国立公園知床五湖利用調整地区について環境大臣が定める基準  
知床国立公園知床五湖利用調整地区（以下「利用調整地区」という。）の区域内へ毎年利用調整を開始する日から七月三十一日までの期間内に立ち入るため自然公園法（昭和三十一年法律第百六十一号）第二十四条第一項又は第七項の認定を受けようとする者が、利用調整地区内においてヒゲマへ対処する技術を有する者であること。

○環境省告示第六十三号

自然公園法施行規則（昭和三十一年厚生省令第四十一号）第十三条の六第五号の規定に基づき、知床国立公園知床五湖利用調整地区について環境大臣が定める基準を次のように定める。

平成二十二年十月二十一日

環境大臣 松本 龍

## ○環境省告示第六十四号

自然公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十八号)第三条の規定に基づき、知床国立公園知床五湖利用調整地区に係る立入りの認定及び立入認定証の再交付の手数料の額を次のとおり定める。

平成二十二年十月二十一日

環境大臣 松本 龍

一 自然公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十八号。以下「令」という。)第三条第一号の規定に基づき、環境大臣が定める額

毎年利用調整を開始する日から七月三十一日までの期間については五百円とし、毎年八月一日から利用調整を終了する日までの期間については二百五十円とする。

二 令第三条第二号の規定に基づき、環境大臣が定める額

毎年利用調整を開始する日から利用調整を終了する日までの期間については二百五十円とする。

三 令第三条第三号イの規定に基づき、環境大臣が定める額

毎年利用調整を開始する日から七月三十一日までの期間については五百円とし、毎年八月一日から利用調整を終了する日までの期間については二百五十円とする。

四 令第三条第三号ロの規定に基づき、環境大臣が定める額

毎年利用調整を開始する日から七月三十一日までの期間については五百円とし、毎年八月一日から利用調整を終了する日までの期間については二百五十円とする(当該認定を受けようとする者の監督の下に立ち入る者が十二歳未満であるときは、それぞれ二百五十円及び百円とする)。